

重要事項規約

1. 総則に関する事項 <ART トランク賃貸借契約約款第一条>

- ① 甲及び乙は、本物件が借地借家法に基づく建物に該当しないことを確認する。
- ② 甲及び乙は、本物件が倉庫業法に基づくトランクルームでないことを確認する。

2. 賃料等・支払いに関する事項 <同契約約款第四条・五条>

- ① 本物件の賃貸借料表示は消費税等を加算した総額表示（以下「賃料」という）とし、算定は月単位とする。
- ② 利用開始月の賃料は日割り分を支払うものとし、解約は届出を行った翌月の末日付けとし1ヶ月分を支払うものとする。
- ③ 賃料の支払いについては、原則前払いとし前月末までに現金にて支払うものとする。
- ④ 乙は、甲に対し契約期間中であっても諸事情が発生した場合には、賃料を変更することができるものとする。
- ⑤ 乙への賃料の支払いを1ヶ月以上遅延した場合、甲が賃料の遅延損害金を完済する迄は、乙は本物件内の収納品を留置したり、本物件への立入を制限することができる。
- ⑥ 料金は月額 A~G 5,250、H・I 10,500 とする。

3. 物件の変更に関する事項 <同契約約款第六条>

甲が利用する店舗もしくはルームの変更を希望する場合は、本状 4-①に則って従来の契約を一旦解除し、改めて変更先の新規契約の手続きを行うことにより変更できるものとする。

4. 解約・契約解除に関する事項 <同契約約款第七条・十二条>

- ① 甲は、解約を希望する月の前月末日までに解約の届出を行った場合、本契約を解約することが出来るものとする。但し、解約の届出を行った翌月分の賃料を支払うことにより、直ちに解約できるものとする。
- ② 解約日は解約の届出を行った月の翌月の末日付とする。
- ③ 甲が解約の届出を行った後、契約延長を希望しても、それを申し出る前に次の貸借人の予約が確定していた場合は延長できないものとし、その場合は、甲は当初申し出た解約期日までに保管品を搬出撤去し、本物件を乙に返還するものとする。
- ④ 乙は本物件の移動や撤去が必要な場合、1ヶ月の予告期間を以て本契約を解約することが出来るものとし、予告期間の満了を以て本契約は終了するものとする。この場合、甲は乙に対して立退料その他の名目の如何を問わず、一切の金員の請求をしてはならない。
- ⑤ 甲に支払不能・禁止事項違反等の行為が認められる場合、乙は本物件を使用不能とし、催告通知することなく直ちに契約解除することが出来るものとする。
- ⑥ 本契約が解除されたときは、甲は直ちに収納品を撤去し、本物件を乙に明け渡し返還しなければならない。期間内に明け渡しを履行されない場合、収納品の所有権を乙に移転し処分することが出来る。ただし、乙は処分費用を甲に別途請求出来るものとする。

5. 義務行為に関する事項 <同契約約款第八条>

甲は本物件の使用に関し、次に掲げる禁止事項を遵守しなければならない。また、甲は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- ① 本物件に対する工作。
- ② 本物件の物置以外の使用。
- ③ 保管品の搬出入に際し違法駐車、騒音等近隣居住者への迷惑行為。
- ④ 本物件内及び施設内での喫煙及び火気使用。
- ⑤ 保管品を含めその他物品の本物件敷地内への放置。
- ⑥ その他、本物件内及び施設内での不法行為。

6. 保管品に関する事項 <同契約約款第九条>

本物件への保管は動産に限定し、危険物・可燃物（火薬類）これに準じる物品、動植物、腐敗や変質しやすい物品、臭気を発する物品、麻薬などの公序良俗に反する物品、人身・財産・生活等に危害を及ぼす可能性がある物品、現金、有価証券、貴金属、絵画、骨董品、美術品等の貴重品を収納してはならない。

7.譲渡、転貸の禁止に関する事項<同契約約款第十条>

甲は第三者に対し本物件に対する権利の譲渡、転貸等の行為はしてはならない。尚、甲が違反し、それによって生じた損害は甲の責任とする。

8.免責に関する事項<同契約約款第十一条>

①乙は、甲に対し本物件に保管中の収納品について、温度・湿度の変化による品質劣化、変質、錆、カビによる損害や腐敗、盗難、火災、地震、風水害等による損傷や浸水、漏水、虫・その他動植物による被害、その他不可抗力を原因とする損傷や損害については、一切その責務を負わないものとする。

②乙は、甲に対し、本物件の収納品の内容・数量の変化については、一切その責を負わないものとする。

③乙は、甲に対し、甲が第三者より受けた盗難・事故等による如何なる損害についても、一切その責は負わないものとする。

9.本物件への立ち入りに関する事項<同契約約款第十三条>

乙は、本物件の維持保全のために点検する場合、又はその他の理由により本物件内に立ち入ることを要する場合には、乙は甲の同意を得た上で、本物件内に立ち入ることが出来るものとする。但し、次の各号に該当する場合は、乙は甲の同意を得なくても甲所有の施錠用の鍵を破損し、本物件内に立ち入ることが出来るものとする。

①甲の責任に帰すべき事由により、契約が解除された場合で、本状4-⑥に基づき本物件内の保管品を搬出撤去する場合。

②天災・火災・事故等の緊急事態の場合。

③法令に基づき、官公署が立ち入りを求めた場合。

なお、甲は乙に対して、甲所有の鍵の破損を理由に損害賠償の請求をしてはならない。

10.鍵に関する事項<同契約約款第十五条>

①施錠用の鍵は、甲の責任において取り付けるものとする。鍵の破損等による収納品の損害等に関して、乙は一切その責を負わないものとする。

乙が甲に有償販売する鍵又は貸与する鍵（屋内型トランクルームの建物出入口用の鍵等）も同様とする。

②甲は、乙より貸与された鍵（屋内型トランクルームの建物出入口用の鍵等）について独自で合鍵を作ってはならず、必要がある場合は甲の費用で乙に依頼するものとし、契約終了時に乙に返却するものとする。尚、契約期間中に紛失した場合、又は契約終了時に返却しない場合の鍵交換取り付け費用等は甲の負担とする。

11.住所変更等に関する事項<同契約約款第十八条>

甲及び緊急連絡先の住所、連絡先、代表者等本契約書の記載事項に変更がある場合は、速やかに乙に通知するものとし、甲がこれを怠った結果により生ずる損害については、甲がこれを負うものとする。